

長野県及び沖縄県の交流連携に関する協定書

長野県及び沖縄県（以下「両県」という。）は、次のとおり「交流連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「長野の山」と「沖縄の海」に代表されるように対極となる強みや魅力を有する両県が、民間同士の交流などを含め、各分野において交流を促進し、連携・補完関係を強化することにより、両県の発展、ひいてはSDGsの達成に寄与することを目的とする。

（内容）

第2条 両県は、前条の目的を達成するために、次の事項について取り組むものとする。

- （1）将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進
- （2）両県の特長を活かした産業振興に資する取組の促進
- （3）こども・若者の交流促進
- （4）地球環境の保全に関する取組の促進
- （5）健康長寿に関する取組の促進
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、両県のいずれからも、次項の規定による解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 両県のいずれかが、本協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、両県が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月15日

長野県知事

阿部 守一

沖縄県知事

玉城 テニール